

一般質問通告書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

平成30年5月22日
東村山市議会議長 あて

議席番号 3番
質問者 かみまち 弓子

記

1. 性暴力被害者支援の施策について

2018年5月21日、会派で大阪府の性暴力救援センター・大阪SACHICOに視察させて頂いた。

性暴力の被害にあった人は、精神的ケアも医療的ケアも証拠保全もすぐ必要である。あたかい言葉もあたたかい支援も必要である。妊娠している危険性や、レイピドラッグの立証のためには血液や尿の採取などすぐ対応することが必要である。性暴力についてとりわけ病院拠点型の支援センターが当市でも必要であると考える。当市における性暴力被害者支援の施策について以下伺う。

- (1) 10代や未婚での妊娠、経済的困窮、DV、家庭内暴力に悩む妊婦には、性暴力の問題が潜んだケースが数多くあると専門家の見解である。当市においてそうした被害状況をどのように掴んで対応しているか伺う。
- (2) 性暴力被害者を総合的に支える医療体制が必要と考える。見解を伺う。
- (3) 強制わいせつ、子どもへの性虐待、配偶者・恋人間のDV被害者の当市においての相談窓口はどこになり、その後の継続的なケアはどのようにしているか伺う。
- (4) 公立中学校における性暴力被害、望まない妊娠の実態をどのように掴んで、対応しているか伺う。
- (5) 学校・病院・警察・子ども支援センターの連携はどのようにされているか伺う。
- (6) 警察や医師からの取り調べや聞き取りなどで交わされる言葉やしぐさで「二次被害」となることもありうる。当市においてはそうした二次被害を防ぐためにどんな対策をしているのか伺う。
- (7) 72時間以内の緊急避妊の知識は学校で教えているか伺う。
- (8) 性暴力被害に関する公立小中学校の養護教諭への研修はどのようにおこなっているか伺う。
- (9) 女性相談員の人数と資格、どのようなスキルアップの研修を受講させているのか伺う。
- (10) SNSに関連する性暴力被害の報道がされている。教育委員会や各学校において児童・生徒のSNS利用についての指導と実態調査をどのように行っているか伺う。
- (11) 駆け込み場所となる医療機関をベースにした24時間対応の病院拠点型の支援センターを当市にも設置すべきと考える。見解を伺う。
- (12) 平成30年度「社協大会～感謝のつどい」が4月28日お招き頂き参加した。第1部は福祉功労者の表彰と社協事業の紹介、第2部は映画『湯を沸かすほどの熱い愛』に参加させて頂き、毎年趣向を凝らした創意工夫に胸があつくなる。そんななか、社協事業の紹介のなかで5カ所の包括センターの取り組みを紹介していたなか、「中部のみ女性が長く利用者は得てる」「5人のなかで一番小顔」など、性別や容姿という取組とは関連のない主観性の入った紹介がなされ、せっかくの心温まる式典に大きく傷をつけたことは会場内に参加していた者たちからも疑問視する点があった。折りしも、官僚によるメディア記者へのセクハラなどを巡り、「#me too」運動が展開されているときの発言は看過できない。
- 市としての市職員や関連職員へのセクハラ、パワハラ、人権意識の啓発をどのようにしてい

るのかあらためて見解を伺う。

(13) 市長にこれまでの質疑答弁を踏まえ、見解を伺う。

2. スクールセクシャルハラスメントのその後について

平成 29 年 9 月議会で「56 歳の中学校主幹教諭が、平成 26 年 6 月ごろから 12 月ごろまでの間に、生徒 4 名を膝の上に乗せる、着衣の上から手を生徒の腰に当てるなどの行為を行い、校長からやめるよう指導を受けたにもかかわらず、平成 27 年 1 月ごろから 3 月ごろまで行為を行った。また、26 年 5 月ごろから 27 年 1 月ごろまでの間に、同 4 名のうち 1 名に対して 2 人きりで個別指導を行った際、手のひらを直接同生徒の膝に置く、着衣の上から手のひらを同生徒の大腿部に置くなどの行為を行った。さらに、26 年 6 月 21 日午後 6 時ごろ、自家用車に同生徒を同乗させ、校長からの聞き取りに虚偽の報告をしたことにより、停職 6 カ月処分が平成 29 年 4 月 14 日発令されました。そして、この段階では職場復帰の可能性があり、保護者からも非常に大きな不安の声が届けられました。」ことで一般質問させて頂いた。その後について以下伺う。

(1) 公立の全小中学校において、スクールセクシャルハラスメントの相談担当者のお知らせを配布しているか確認する。

(2) 平成 29 年 9 月議会の一般質問において質問したことについて、それぞれその後の対応を伺う。

- ① 「スクールセクシャルハラスメントで退職した場合の記録の申し送り」について
- ② 「スクールセクシャルハラスメント防止のガイドラインつくり」について「スクールセクシャルハラスメント防止研修の実施」について
- ③ 「スクールセクシャルハラスメントの図書を市内全図書館及び全公立中学校図書室への蔵書」について

3. 伴走型若者就労支援について

静岡県「富士宮市若者就労準備支援センター」を我が会派で 2018 年 5 月 20 日に視察して來た。「働きたいけど何をしていいかわからない」「仕事がなかなか続かない」など、就労に関する悩みを抱えた若者や保護者の方のために、NPO 法人青少年就労支援ネットワーク静岡によって「伴奏型」の就労支援となっている「静岡方式」について視察してきたことで以下伺う。

① 静岡方式では市民相互の助け合いにより、地域の大人がサポーターとなって自らの人的ネットワークを駆使して就労支援することにより、利用した若者の約 8 割が半年の間に、就労や就労体験、就活等に結び付いているとのことであった。平成 30 年市議会 3 月定例会の施政方針説明で「生活困窮者自立支援事業の任意事業として平成 27 年度より開設した学習支援事業 DESC 修学後の就労へ向けた支援や自立生活の準備として家計管理に関する支援なども行うことで、『貧困の世代間連鎖』を断ち切ることを主眼とした学習支援事業の最終目標を達成してまいりたいと考えております。」とのことであった。就労体験を入口にして地域に支援のネットワークを張り巡らし、地域のすべての若者が利用できる仕組みを構築することが必要であると考える。困難を抱える若者のための地域サポートモデル事業においても、地域人材を活用した就労支援を目指すべきと考える。平成 30 年度の就労支援の具体的な取組み内容を伺う。

② 28 年 12 月議会の島崎議員の一般質問で、教育部長が「東京都の若者居場所事業につきましては、ひきこもり等の状態にある若者の社会参加を応援するため、東京都のひきこもり等の若

者支援プログラムに沿ってNPO法人等が実施する支援事業として、東京都若者社会参加応援事業がございます。15歳からおおむね34歳までの方と、その家族が対象となっており、支援内容は、外に出ることが難しい場合での訪問相談、自宅以外の場所を運営しているフリースペース(居場所)、ボランティアなどのさまざまな体験活動を行う社会体験活動の3事業で、社会参加に向けた自信と能力向上や、さまざまな体験を通じて将来の方向性を考える機会となることを目指したものになっております。」とのことであった。地域において若者を見守り、社会参加を支援できる環境づくりを目指すにはある程度時間をかけて取り組む必要があると考える。そこで、今年度以降の展開についてどのように考えているのか伺う。

- ③「静岡方式」では就職困難者がセミナーを6ヶ月受講し、期間終了時には、「就労中、就活中、就学中、就労体験中」という状況に約8割が到達することである。「静岡方式」の目的は就職ではなく就労であり、働き続けること。そのため、6ヶ月後も支援は続き「フォローアップセミナー」として、OB・OG、現役のセミナー受講者、地域のセンターの方々が交流を持続している。静岡方式では「お節介」という言葉が使われ、地域のみんなで若者を気にかけながら、ボランティアとしてサポートしている。秋田県藤里町や大阪府豊中市など、他の地域でも就労に直結した支援を行い、成果を上げてきている。当市において若者や就職困難者への自立支援、就労支援においてどのように取り組むか見解と予定を伺う。